

天草市住宅リフォーム助成事業の申請から商品券受取までの流れ

項目	市民（申請者）	市（産業政策課）	注意・必要書類
申請	<p>①交付申請書提出</p> <p>⑤交付決定通知受取</p>	<p>②交付申請書受付</p> <p>③書類審査</p> <p>④交付決定通知発送</p>	<p>申請者もしくは、施工業者が提出してください。 リフォーム工事に着工する前に提出をお願いします。 過去に助成を受けられた方、市税の滞納がある方は申請できません。 天草市外の業者の施工は助成対象になりません。</p> <p>（必要書類） ○申請書 ○見積書の写し（明細が分かるもの） ○位置図 ○家屋全体の間取図（施工部分を記載したもの） ○同意書（確認調査） ▶店舗等併用住宅の外壁工事は立面図も添付 ○写真（外観全景・リフォーム予定箇所） ○確認・宣誓書 △計画同意書誓約書委任状（申請者が当該住宅の所有者でない場合） 決定通知発送までは申請（書類完備）日より2週間程度を要します。</p>
施工	<p>⑥工事着工</p> <p>⑦変更申請書提出</p> <p>⑪変更決定通知受取</p>	<p>⑧変更申請書受付</p> <p>⑨書類審査</p> <p>⑩変更決定通知発送</p>	<p>交付決定通知日以降で、申請日から2ヵ月以内に着工してください。 決定通知前に着工した場合は助成対象にはなりません。</p> <p>助成額が上限（20万円）未滿で、工事費が増額する場合は変更申請を行ってください。</p> <p>（必要書類） ○変更申請書 ○変更後の見積書 ○変更後の間取図等 ○変更箇所の着工前の写真</p>
完了	<p>⑫工事完了業者へ代金支払</p> <p>⑬完了報告書提出</p> <p>⑰確定通知受取</p>	<p>⑭完了報告書受付</p> <p>⑮書類審査</p> <p>⑯確定通知発送</p>	<p>工事完了後30日以内か、当該年度の3月15日（その日が休日に当たるときは、その前日における休日でない日）のいずれか早い日までに提出をお願いします。</p> <p>（必要書類） ○完了報告書 ○請求書の写し ○領収書の写し ○写真（交付申請時に撮った箇所の施工中と施工後の写真）</p> <p>月末までに完了報告書を提出された分は、審査後、翌月上旬頃に確定通知書を発送します。 ※但し、4月～6月分は7月上旬に一括送付</p>
受取	<p>⑱請求商品券受取</p> <p>⑲登録店舗にて使用</p>		<p>※1 「天草地域活性化商品券（天草宝島商品券）」を選択された方。 確定通知書で指定された期間に、お近くの商工会議所または商工会支所にてお受け取り下さい。</p> <p>（必要書類） ○確定通知書 ○身分証明書の写し ○請求書 ○（委任の場合）委任状・代理人の身分証明書の写し</p> <p>※2 電子宝島商品券での受け取りを選択された方 受取に行く必要はありません。 電子商品券「天草のさりー」アプリに確定分が入金されます。 アプリ登録がお済でない方はアプリの登録手続きが必要です。</p>

注意事項（必ずお読みください）

- 決定前の事前着工は対象外となります。
- 過去にリフォーム助成事業の助成を受けられた方は対象外となります。
- 申請書審査時点で市税に滞納がある方は対象外となりますのでご注意ください。
- 施工業者は、天草市内の業者に限ります。
- 決定までは書類完備日より2週間程度かかりますので、工期に余裕を持って申請してください。
- 助成決定後に変更が生じた場合は、変更申請書を提出していただきます。（流れの⑦～⑩）
- 次の場合は、固定資産税額が変動することがあります
 - ・増築（面積の増加）については、増加部分が新規課税の対象となることがあります。
 - ・減築（面積の減少）については、減少分に応じ税額が少なくなる可能性があります。
- 決定通知後、何らかの理由により工事を取り止める場合は、取下届を提出してください。